



Newsletter

2025 年 2 月号

テーマ

税制改正

- [企画財政部、2024 年税制改正の後続施行令改正案を発表](#)

税務動向

- [国税庁、2025 年国税行政運営方案を発表](#)

例規・判例

○ 国税庁

- [中小企業社会保険料税額控除の計算時、総給与額に退職月の給与が含まれるか否か](#)
- [勤務期間中に付与されたストックオプションを取り消し、退職後に取消補償金を受け取った場合、争点金員が退職所得に該当するか否か](#)

2025. 2. 25

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group (JSG)

税制改正

企画財政部、2024 年税制改正の後続施行令改正案を発表

企画財政部は 2024 年 12 月国会を通過した改正税法にて委任した事項等を規定するため、所得税法施行令等 21 本の後続施行令改正案を用意しました。施行令改正案は立法予告（‘25.1.17.～2.5.）、次官会議・国務会議等の手続きを経て、2025 年 2 月中に公布・施行される予定です。

主な内容は次の通りです。

経済のダイナミズム支援

■ 投資・雇用・地域発展の促進

- R&D 費用税額控除のうち、国家戦略技術の範囲の拡大（租税特例制限法施行令別表 7 の 2）

<改正案> 7 分野 66 技術 ⇒ 7 分野 71 技術

- （新規）5

分野	細部技術
半導体（1）	次世代 3D 積層型半導体の設計・製造および関連新素材の開発技術
二次電池（1）	陽極材用金属化合物の製造・加工技術
ディスプレイ（2）	ハイブリッドカバーウィンドウ素材技術
	マイクロ LED 素材・部品・装備技術
水素（1）	水素処理バイオエネルギー生産技術

- （拡大）5

分野	細部技術
半導体（4）	次世代メモリー半導体関連素材・部品・装備の設計・製造技術 ⇒ HBM 等の追加
	エネルギー効率向上電力半導体の設計、製造技術 ⇒ 電力管理半導体（PMIC）の追加
	次世代デジタル機器 SOC の設計、製造技術 ⇒ UWB（Ultra Wide Band）の追加
	高性能マイクロセンサーの設計、製造、パッケージング技術 ⇒ HDR（High Dynamic Range）の追加
バイオ（1）	バイオ医薬品素材技術 ⇒ Buffer 素材の追加

<改正理由> 先端戦略産業 R&D への投資の活性化

- R&D 費用税額控除のうち、新成長・源泉技術の範囲の拡大（租税特例制限法施行令別表 7）

<改正案> 14 分野 270 技術 ⇒ 14 分野 273 技術

- （新規）3

分野	細部技術
カーボンニュートラル（3）	船舶用アンモニア基盤の水素生産技術
	ガスタービン複合発電用アンモニア基盤の水素生産技術
	グリーン水素生産海洋プラットフォームの設計技術

- (拡大) 3

分野	細部技術
先端素材・部品・装備 (2)	先端装備の設計・製造技術 ⇒ 国際基準の反映
カーボンニュートラル (1)	バイオケミカル原料の生産技術 ⇒ バイオ合成ゴムを追加

< 改正理由 > 将来有望産業 R&D への投資の活性化

○ R&D 税額控除対象費用の範囲の拡大 (租税特例制限法施行令 §9・別表 6・租税特例制限法施行規則 §7)

< 改正案 >

- 研究施設の賃借料、ソフトウェアの貸与・購入費 (事務等汎用ソフトウェアを除く) 等も国家戦略技術、新成長・源泉技術研究・人材開発費税額控除の適用対象に含む
- 主な時間を国家戦略技術又は新成長・源泉技術の研究開発に投入した場合、投入時間分の人件費を按分適用
- 人工知能分野への研究開発支援の拡大のためにクラウド利用料について研究・人材開発費税額控除を適用

< 改正理由 > 企業の研究開発支援の拡大

○ R&D 税額控除 (新成長・源泉技術、国家戦略技術) および統合投資税額控除の適用時における中小企業の卒業猶予期間の規定 (租税特例制限法施行令 §9(20)・§21(12))

< 改正案 > 新成長・源泉技術および国家戦略技術の研究・人材開発費に対する税額控除と統合投資税額控除の適用時における中小企業の卒業猶予期間の新設

- '23.12.31.が属する課税年度以前に中小企業の規模基準を超過した場合：3 年間猶予
- '23.12.31.が属する課税年度の次の課税年度以後に中小企業の規模基準を超過した場合：5 年間猶予 (コスビ・コスダック上場の中小企業は 7 年間猶予)
- 「中小企業基本法施行令」の改正により卒業：3 年間猶予

< 改正理由 > 中小企業の卒業基準の合理化

○ 中小企業の卒業猶予期間に関する条文の整備 (租税特例制限法施行令 §9(8)・§126(2))

< 改正案 > 規模基準の超過により卒業：3 年間猶予 ⇒ 5 年間猶予 (コスビ・コスダック上場の中小企業は 7 年間猶予)

< 改正理由 > 引用条文の改正による条文整備

○ 機会発展特区創業企業の税額減免業種の追加 (租税特例制限法施行令 §116 の 36)

< 改正案 > 地域均衡発展への支援のために LNG 等の天然ガス供給業、新・再生可能エネルギー (水素等) 供給業を機会発展特区税額減免の対象業種に追加

< 改正理由 > 機会発展特区の活性化を通じた地方投資の促進

■ **企業競争力の向上**

○ 家業相続控除対象業種の拡大 (相続税および贈与税法施行令別表)

< 改正案 > 「小商工人法」によるペンニョンカゲ (百年店舗) を運営する事業を追加

< 改正理由 > ペンニョンカゲ (百年店舗) の持続経営支援

○ 法人の家業相続控除および家業承継贈与税特例の事業無関係資産の範囲調整 (相続税および贈与税法施行令 §15(5))

< 改正案 > 家業相続控除が適用される事業用資産に法人の役職員賃貸住宅、住宅資金貸付金等を追加しながら、個人の非事業用土地は除く

< 改正理由 > 企業承継支援

○ 技術価値金額の評価方式の改善、支配株主要件の緩和（租税特例制限法施行令第111の4④、⑥）

<改正案>

- 技術価値金額の評価方法で間接法を削除
- 被引受法人の支配株主等が基準を満たした事業年度の終了日以後も被引受法人の役員として継続的に勤務しても持分割合が 20% 以下の場合には要件を満たす

<改正理由> 技術価値金額の評価方法の合理化、企業引受の活性化

■ **資本市場の活性化**

○ 個人投資用国債の課税特例対象の拡大（租税特例制限法施行令第93の9①）

<改正案> 個人投資用国債に対する課税特例（一人当たり買入限度 2 億ウォン以下について利子所得分離課税（14%）を適用）対象を拡大（10 年物以上 ⇒ 5 年物以上）

<改正理由> 国民の資産形成への支援

○ 不動産投資会社配当可能利益の範囲の合理化（法人税法施行令第86の3①(2)）

<改正案> 「不動産投資会社法」上の不動産投資会社の資産評価損益を配当可能利益から除く

<改正理由> 「資本市場法」上の不動産ファンドとの課税公平の向上

民生経済の回復

■ 結婚・出産・養育支援

○ 企業の出産支援金非課税除外の関連当事者の範囲等（所得税法施行令第17の2新設）

< 改正案 >

- （個人事業者）該当個人事業者およびその親族関係にある者
- （法人）該当法人の支配株主等（親族関係（国税基本法第2条）又は経営支配関係にある者を含む）
- （支給回数基準）出産支援金が3回以上支給された場合、最初の支給分とその次の支給分のみ非課税金額として認定
- （離職関連）離職して出産支援金の支給を受けた場合、使用者別に最大2回の支給回数を適用（離職時、離職前に支給された回数は未合算）

< 改正理由 > 出産・養育負担の緩和

○ 半期勤労奨励金の還収方式の整備（租税特例制限法施行令第100の9⑦）

< 改正案 > 勤労奨励金の還収金額の発生時、還収決定後、勤労・子女奨励金の差引期間を延長（5年⇒10年）

< 改正理由 > 勤労奨励金の還収による低所得層の負担の緩和

■ 庶民・中産層の負担軽減

○ プール・ジムの施設利用料所得控除の適用（租税特例制限法施行令第121の2）

< 改正案 >

- （対象施設）プール、ジム
- （控除対象）施設利用料（運動講習費および会員権費用等の施設利用料と直接関連のない費用は除く）

< 改正理由 > 体育施設利用料の負担の緩和

○ 乗用車個別消費税の弾力税率の適用（個別消費税法施行令第2の2①・②）

< 改正案 > 乗用車個別消費税率の一時的な引き下げ（5%⇒3.5%、100万ウォン限度、適用期限'25.6.30.）

< 改正理由 > 消費の活性化

納税者にやさしい 環境の構築等

■ 納税者の利便性向上

○ 電子寄付金領収書発行義務の新設（法人税法施行令第155の2④新設、所得税法施行令第208の3③新設）

< 改正案 > 電子寄付金領収書の義務発行対象として「直前課税期間に発行した寄付金領収書の合計額が3億ウォン以上の者」を新設

< 改正理由 > 寄付者の納税便利性の向上による寄付の活性化

○ 連結法人間の欠損金移転による精算例外要件の緩和（法人税法施行令第120の22⑤）

< 改正案 > 「株主全員の同意を得た場合」⇒「連結法人以外の株主のうち、90%以上の同意を得た場合」とし、連結法人間の欠損金移転による精算例外要件を緩和

< 改正理由 > 連結納税制度の実効性の向上

■ 納税者の権益保護

○ 国際取引資料提出義務の不履行に対する過料の加重・減輕基準の具体化（国際租税調整に関する法律施行令第144）

< 改正案 > 加重・減輕基準の具体化

- （加重）直前2年以内に同じ事由で再違反：30%、直前3年以内に同じ事由で3回目違反：50%
- （減輕）意見提出期限までに過料を自ら納付：△20%、提出期限内に資料を提出したものの、一部漏れ又は不備：△50%

< 改正理由 > 納税者の予測可能性の向上

○ 海外資源開発事業収入配当金の益金不算入の適用（法人税法施行令第18）

< 改正案 > 益金不算入対象の拡大（特定外国法人である外国子会社を通じて海外資源開発事業に投資・出資した内国法人が該当外国子会社から受け取った利益剰余金の処分等による収入配当金は益金不算入）

< 改正理由 > 安定的なサプライチェーンの確保支援

○ 国債非課税の更正請求手続きの新設（所得税法施行令第179の4、法人税法施行令第132の4）

< 改正案 > 国債非課税が適用されなかった投資者の更正請求手続きを新設

- （提出書類）更正請求書、非課税申請書および居住者証明書等
- （請求手続き）非居住者・外国法人の非課税および制限税率適用関連の更正請求手続きの準用

< 改正理由 > 納税者の権益向上

租税体系の合理化等

■ 税負担の適正化および租税制度の効率化

○ 従業員割引優待の非課税金額および再販売禁止期間の規定（所得税法施行令第17の5新設）

< 改正案 >

- （非課税金額）Max【時価の 20%、年間 240 万ウォン】
- （非課税要件）一定期間の再販売禁止期間を支給基準等に規定（自動車・大型家電・高価財等 2 年、その他の財 1 年）

< 改正理由 > 従業員割引金額に対する非課税基準の作成

○ 従業員割引優待の対象となる勤労所得の範囲の規定（所得税法施行令第38③・④）

< 改正案 >

- （従業員割引優待の種類）
 - ① 自社が生産・供給する財・サービスを役員等に時価より低い価格で販売する場合
 - ② 自社が生産・供給する財・サービスの購入を支援するために役員等に支援金を支給する場合
 - ③ 系列会社が生産・供給する財・サービスの購入を支援するために自社が自社の役員等に支援金を支給する場合
 - ④ 系列会社が生産・供給する財・サービスを自社の役員等に時価より低い価格で販売し、自社が役員等が割引を受けた金額を系列会社に支給する場合
- （時価の判断基準）法人税法施行令第89（時価の範囲）に従う（但し、一般消費者に販売不可能であるか、又は該当従業員でないと販売が難しい場合、割引金額を時価として判断可能）

< 改正理由 > 勤労所得従業員の割引金額の範囲の具体化

○ 収益の範囲の明確化（法人税法施行令第11、所得税法施行令第51）

< 改正案 > 法人（事業者）の役職員に対する財・サービス等の割引金額を事業収益金額に含む

< 改正理由 > 役職員割引金額に対する課税の合理化

○ 損費の範囲の明確化（法人税法施行令第19、所得税法施行令第55）

< 改正案 > 法人（事業者）の役職員に対する財・サービス等の割引金額、法人（事業者）が系列会社に支給する割引金額の相当額を損費に含む

< 改正理由 > 役職員割引金額に対する課税の合理化

○ 非営利法人の有形固定資産・無形資産処分収入の課税所得除外の合理化（法人税法施行令第3②）

< 改正案 > 固有目的事業に総 10 年以上直接使用した有形固定資産・無形資産の場合、資産の保有期間比の固有目的事業の使用期間に比例して処分収入の課税を除く

< 改正理由 > 固有目的事業の使用資産に対する課税の合理化

○ 中小企業・中堅企業の範囲の合理化（租税特例制限法施行令第2①、租税特例制限法施行令第6の4・第9④）

< 改正案 >

- 法人、個人事業者間の租税中立性を向上させるために不動産賃貸業の法人は租税特例制限法上の中小・中堅企業から除く
- 法人を活用した個人の租税回避を防ぐために「誠実申告確認対象の小規模法人」を租税特例制限法上の中小・中堅企業から除く

< 改正理由 > 個人・法人間の課税公平の向上、企業規模別の租税特例適用対象の合理化

- 自己株式に関する適格合併・分割・株式交換等の持分連続性要件の合理化（法人税法施行令第80の2④・§82の2⑦、租税特例制限法施行令第35の2⑦）
 - <改正案> 被合併・分割法人又は完全子会社が保有している自己株式に株式を割り当てない場合、自己株式を除いて持分の割合を算定
 - <改正理由> 自己株式に関する適格構造調整要件の合理化
 - みなし贈与が適用される特定法人として外国法人の追加（相続税および贈与税法施行令第34の3）
 - <改正案> みなし贈与が適用される特定法人の対象に外国法人を追加
 - <改正理由> 特定法人との取引によるみなし贈与規定の合理化
 - 担保信託財産の評価方法の合理化（相続税および贈与税法施行令第63①）
 - <改正案> 「信託契約（収益証券）の収益限度金額」⇒「信託契約（収益証券）が担保する債権額」とし、評価方法を合理化（但し、時価評価による時価の方がより高い場合はその金額）
 - <改正理由> 担保信託財産の評価方法規定の補完
 - 社内・共同勤労福祉基金が出資者所属の勤労者に提供する社員用住宅総合不動産税の合算排除（総合不動産税法施行令第4①）
 - <改正案> 「勤労福祉基本法」による社内・共同勤労福祉基金が出資者所属の勤労者に無償・低価格で提供する住宅も合算排除の社員用住宅の適用対象に追加
 - <改正理由> 総合不動産税の課税の合理化
 - 統合投資税額控除の適用除外となる賃貸用資産の範囲の設定（租税特例制限法施行令第21）
 - <改正案> 統合投資税額控除の適用対象となる資産のうち、「自らの事業に直接使用せず、他人に賃貸する目的（賃貸事業者の賃貸を含む）で取得した資産」を排除
 - <改正理由> 投資支援制度の合理化
 - 支払利息の損金不算入に関する規定の具体化（国際租税調整に関する法律施行令第60の2）
 - <改正案> 支払利息の損金不算入の適用順番に「決算を確定する時、既に経過した期間に対応する利息および割引料のうち、借入日から利息支払日が1年を超過する関連当事者との取引による利息および割引料に適用される損金不算入規定」を追加
 - <改正理由> 支払利息の損金不算入規定の合理化
- **税源の透明性の強化および課税公平の向上**
- 現金領収証の義務発行業種の拡大（所得税法施行令別表3の3）
 - <改正案> 4 業種を追加（①記念品、観光工芸品および装飾用品小売業、②写真処理業、③釣り場運営業、④その他の水上娯楽サービス業）
 - <改正理由> 現金取引の透明性の向上および税源涵養
 - 免税店送客サービスの買入者納付特例の具体化（租税特例制限法施行令第106の15 新設）
 - <改正案>
 - （送客サービスの定義）免税店に観光客を誘致・斡旋するための目的で、免税店を広報するか、又は観光客を集客・案内或いはその他の便利性を提供する行為
 - （付加価値税の入金期限）送客後7日以内

- (還付保留) 送客サービスの売上高/買入高の割合が 70%以下の場合、申告期限後、最大 6 か月間還付を保留

< 改正理由 > 税源の透明性の向上

○ 非営利法人の人件費制限の適用範囲の合理化 (法人税法施行令第56(11))

< 改正案 > 役職員人件費限度の適用非営利法人の対象に「該当事業年度および直前 5 か年の事業年度を基準に収益事業所得の 50% を超過して固有目的事業準備金を損金算入した非営利法人」を追加

< 改正理由 > 非営利法人の人件費制限規定の合理化

○ 国内源泉人的サービス所得に対する支給明細書の提出の義務化 (所得税法施行令第216 の 2、法人税法施行令第162 の 2)

< 改正案 > 非居住者対象の所得支給者の支給明細書の提出義務免除対象の所得から国内源泉人的サービス所得を除く (人的サービス所得に対する支給明細書の提出の義務化)

< 改正理由 > 国内源泉人的サービス所得の税源管理の強化

○ 適格物的分割・現物出資課税特例の圧縮記帳引当金の事後管理の強化 (法人税法施行令第84(18)・第84 の 2(17))

< 改正案 > 分割新設法人・非出資法人は承継資産の処分時にも資産譲渡差益明細書を提出

< 改正理由 > 適格物的分割・現物出資に対する事後管理の強化

○ 分割・分割合併時の税金計算書の発行・受取特例の新設 (付加価値税法施行令第69(21))

< 改正案 > 分割・分割合併により消滅する法人が分割・分割合併期日から分割・分割合併登記日まで財・サービスを供給するか、又は供給される場合、分割・分割合併で存続・新設される法人が税金計算書を発給・受取

< 改正理由 > 税金計算書の発行・受取の利便性向上

○ 正常価格の調整による更正時の課税当局の要求可能資料の拡大 (国際租税調整に関する法律施行令第38)

< 改正案 > 要求可能資料に「取引当事者の国際取引別の区分損益計算書および区分財務状態表」を追加

< 改正理由 > 国際取引を通じた租税回避の防止

税務動向

国税庁、2025 年国税行政運営方案を発表

国税庁は 1 月 22 日（水）全国税務官署長会議を開催し、今後の「2025 年国税行政運営方案」を発表しました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

■ 容易ではない環境でも国家財源をしっかりと調達

○ 所管歳入予算および歳入条件

- （歳入予算）‘25 年の国税庁所管の国税収入予算は 372.9 兆ウォンであり、‘24 年の国税収入再推計 329.6 兆ウォンに比べ 43.3 兆ウォンが増加（13.1%増加）
- （歳入環境）‘24 年の企業実績の改善等により税収の回復が予想されるが、主要国の貿易方針の転換、内需改善の遅延等の不確実性が存在

○ 今後の税収管理の方向

- （誠実納税の支援）知能型ホームタックスの定着、年末調整サービスの革新等で所管税収の大部分を占める自発的な誠実納税を最大に支援
- （多角的な徴収管理）現金中心の滞納整理、高額不服重点対応等の国税徴収のための全面的努力で歳入予算を安定的に調達

■ 国民と納税者の困難に共感する税政

○ 災難・災害被害地域に必要な税政支援の実施

- （支援期間の延長）一時的な資金不足に陥った災難被害の納税者に納付期限の延長、差し押さえ猶予等の税政支援パッケージを最大 2 年まで提供（通常 1 年以内）
- （支援対象の拡大）特別災難地域の納税者のみならず、直接・間接的に被害を受けた他地域の納税者および関連者等にも税政支援を最大に提供

○ 企業活動のためになる安定的な税政環境の提供

- （中小企業の成長支援）政府の方針に合わせて未来成長を目指す税政支援対象を拡大し、法人税控除・減免コンサルティング、家業承継コンサルティング等もさらに充実化
- （海外進出企業への支援）各種国際会議への主導的な参加、庁長級の税政協力の強化および国税官の派遣拡大の推進等により、海外進出企業の税務上困難の解消に注力

■ 誠実納税を支える充実かつ合理的な税政

○ システム革新と科学税政の定着による先進的な国民納税サービスの提供

- （AI 相談の本格施行）政府機関初導入の AI 電話相談（☎126）を主な税目に拡大し、全国のあらゆる税務署の代表電話にも AI 相談を適用

- （知能型ホームタックスの実現）納税者の特性に合わせて個人化された画面とメニューを提供し、申告書も自動で作成する等、ホームタックスの便利性を大きく改善

○ 国民経済に負担を与えない課税公平性のさらなる向上

- （相続税および贈与税の鑑定評価の拡大）正当な税負担履行のため、超高価マンション等の住居用不動産を評価対象に追加し、評価範囲も拡大
- （課税基盤の拡充）R&D 不当控除、偽装事業場の不当減免等、脆弱分野の検証を強化し、報奨金予算の増額による脱税情報提供の活性化、調査チームの再編等を推進

■ **租税正義を黙々と実現していく公正な税政**

○ 経済環境を考慮して柔軟かつ効率的な税務調査の運営

- （調査規模の維持）対内・対外環境を考慮し、調査件数は例年通りに維持しながら、人員が許容する範囲内で弾力的に管理
- （調査運営の改善）個人の無作為選定等の実益が少ない調査は縮小し、脱税の疑いが明白な事案は不定期調査を積極的に実施して調査の実効性を向上

○ 調査は調査らしく、きちんと調査できる基盤の構築

- （制裁手段の強化）多国籍企業等が正当な事由なしに資料提出を拒否・遅延する場合、履行強制金を賦課する法的根拠作りを継続的に推進
- （情報インフラの補強）金融情報の自動交換協定を締結していない国と個別的な基本合意書（MOU）の締結を推進し、海外金融情報の収集能力を強化

例規・判例

【国税庁】中小企業社会保険料税額控除の計算時、総給与額に退職月の給与が含まれるか否か

（書面-2024-法人-0694、2024.10.14.）

■質疑

使用者が負担する社会保険料の相当額の算定のために総給与額を計算する時、月中退職者の退職月の給与を除いて計算するか否か

■事実関係

質疑法人は鉄鋼製品を製造販売する中小企業として社会保険料の税額控除が適用されている

回答

租税特例制限法第 30 条の 4 中小企業社会保険料の税額控除を適用するにおいて、雇用増加人員に対する使用者の社会保険料の負担額は同法施行令第 27 条の 4 第 8 項および第 9 項により該当課税年度の常時勤労者に支給した総給与額を該当課税年度の常時勤労者数で割った金額に社会保険料率をかけて計算するものである。この時、月中退職者が退職月に支給を受けた給与は常時勤労者に支給した総給与額から除くものである。

【国税庁】勤務期間中に付与されたストックオプションを取り消し、退職後に取消補償金を受け取った場合、争点金員が退職所得に該当するか否か

（事前-2024-法規所得-0365、2024.12.23.）

■質疑

勤務期間中に付与されたストックオプションを退職前に取り消し、取消補償金は退職後に受け取った場合、争点金員が退職所得に該当するか否か

■事実関係

- 質疑人は争点法人にて 2020.00.～2023.00.の間、常務として勤務した後、2023.11.30.退社した
- 勤務当時、争点法人を含む系列会社は米国 000 の持分を一部引き受けて投資し、質疑人には当該プロジェクトに参加した功労として米国 000 のストックオプション（以下、「争点ストックオプション」）が付与された
- 質疑人は争点法人より退社後 3 か月以内に争点ストックオプションを行使しない場合、取り消しになるという通知を受け、2023.00.00 争点ストックオプションの取消約定を締結し、取消補償金（以下、「争点金員」）の支給を受けることにした（以後、発効日にストックオプションが取り消される）
- 質疑人は 2023.00.00.争点法人を退社し、2023.00.中、退職金、退職慰労金、争点金員を受け取った

回答

貴事前回答申請の事実関係のように、勤労者が特定の業務遂行に対する功労として勤務期間中に付与されたストックオプションを勤務期間中に取り消すことによって支給される取消補償金を退職後に受け取る場合、争点金員は「所得税法」第 22 条第 1 項に規定された現実的な退職を事由に支給される退職所得に該当しないものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノウハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC